

放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関する規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関する規程第5条の規定により、放送大学の授業科目の履修及び修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

(出願手続き)

第2条 放送大学の授業科目の履修を希望する者（以下「履修希望者」という。）は、所定の期間内に放送大学指定の出願票を学生支援課に提出しなければならない。なお、出願後の履修科目の追加・変更は一切認めない。

(入学手続き及び授業料)

第3条 履修希望者は、出願後、放送大学から送付される受入通知に基づき、各自で所定の入学手続きを行わなければならない。

2 放送大学の授業科目の履修には、1科目（2単位）当たり11,000円の授業料を必要とする。履修希望者は、放送大学から送付される振込用紙により、速やかに授業料を納めなければならない。

(学生の身分)

第4条 学生の身分は、放送大学の特別聴講学生として放送大学から学生証が発行される。

(履修科目)

第5条 履修できる科目は、別に定める。

(履修登録)

第6条 履修希望者は、本学の履修登録期間中に本学の履修登録システム上で、出願した放送大学の授業科目を履修登録しなければならない。

2 本学履修規程第3条第3項の規定による履修登録単位数の上限設定に、放送大学の授業科目も含むものとする。

(受講方法)

第7条 放送大学の授業は、放送大学が提供する方法で受講するものとする。なお、この方法で受講できない場合には、DVDの貸出制度があるので、希望者は学生支援課に申し出る。

(放送大学の単位認定試験)

第8条 放送大学の単位認定試験は、放送大学が定める期間と方法により実施される。

2 放送大学の単位認定試験の日程が本学の授業や定期試験の日程と重複した場合には、

願い出により、本学の授業や定期試験について補講、追試験等の措置をとることができる。

(単位の認定)

第9条 放送大学で修得した科目は、本学開設科目に読み替えることなく、放送大学の科目名称と単位数を用い、成績の表記を下表のとおり本学の表記に読み替えて認定するものとする。

(表) 放送大学の成績表記と本学の成績表記の対応

区分	放送大学の表記	本学の表記
合格	マル A (100～90 点)	S (100～90 点)
	A (89～80 点)	A (89～80 点)
	B (79～70 点)	B (79～70 点)
	C (69～60 点)	C (69～60 点)
不合格	D (59～40 点)	D (59 点以下)
	E (39～ 0 点)	

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、令和4年4月1日から施行する。